

表 4-8 児童福祉施設

児童福祉施設	設置目的
助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせる。
乳児院	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由によりとくに必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて養育する。あわせて退院した者について相談その他の援助を行う。
母子生活支援施設	配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子と養育する児童を入所させて保護する。また、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。
保育所	日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児・幼児を保育する。
児童厚生施設	児童遊園や児童館など、児童に健全な遊びを与えて、健康を増進し、情操を豊かにする。
児童養護施設	保護者のいない児童(安定した生活環境の確保その他の理由によりとくに必要のある場合以外、乳児を除く。)、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護する。あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする。
障害児入所施設	次の区分に応じて障害児を入所させ、支援を行う。 ①福祉型障害児入所施設：保護、日常生活の指導および独立自活に必要な知識技能の付与。 ②医療型障害児入所施設：保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与および治療。
児童発達支援センター	次の区分に応じて障害児を日々保護者のもとから通わせて、支援を提供する。 ①福祉型児童発達支援センター：日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練。 ②医療型児童発達支援センター：日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練および治療。
情緒障害児短期治療施設	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させたり保護者のもとから通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。
児童自立支援施設	不良行為をなしたり、なすおそれのある児童や、家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させたり、保護者のもとから通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。
児童家庭支援センター	地域の児童の福祉に関する各種の問題について、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識や技術を必要とするものに応じ、必要な助言や指導を行う。あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行う。

各種の子育て支援事業の制度上の明確化などが行われた。

5 母子・寡婦福祉

近年、離婚件数の増加などに伴い、いわゆる「ひとり親家庭」が増加している。なかでも母子家庭数の増加が著しい。わが国における母子家庭の母親の自立や就業への意欲は一般的に非常に高い。しかし、そのおかれている状況は、社会的・経済的にみて非常に厳しいものがある。

母子家庭の● 母子家庭のかかえるおもな問題として、次の点などがあげられる。

かかえる問題

- (1) 働き口の確保が困難(年齢による制限、母子家庭に対する事業主の無理解など)。
- (2) 働き口を見つけても、パートやアルバイトなどのいわゆる非正規雇用である場合が多く、低賃金で所得が低い。
- (3) 仕事と子育ての両立が困難。
- (4) 住居の確保が困難。